

第 2 回 足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会議事要旨

1 日時

平成 22 年 9 月 29 日（水） 14:00～16:00

2 場所

中央合同庁舎第 5 号館 18 階厚生労働省専用第 22 会議室

3 出席者

委員：小林委員、臼井委員、大幢委員、（欠席：田村委員）

事務局：田中安全課長、田中建設安全対策室長、丹羽建設安全対策室長補佐
船井技術審査官 他

（業界団体等ヒアリング関係）

社団法人住宅生産団体連合会：

三菱地所ホーム株式会社 CSR 推進室・環境安全グループ部長 中村尚生

住友林業株式会社 住宅事業本部・安全環境室長 柳求

社団法人全国建設業協会、社団法人日本建設業団体連合会：

株式会社竹中工務店 安全環境本部長 小島政章

4 議題

①事務局説明（第 1 回議事要旨の確認等）

②業界団体等ヒアリング

・社団法人住宅生産団体連合会

・社団法人全国建設業協会、社団法人日本建設業団体連合会

③今後のスケジュール

④その他

5 議事要旨

（1）議題①について

座長挨拶の後、事務局より資料 1、2 に基づき、第 1 回の議事要旨及び第 1 回において各委員よりなされた指摘を踏まえて実施した追加集計結果について説明があった。

（2）議題②について

事務局より資料 3、4 に基づき、業界団体等ヒアリングの趣旨説明が行われた後、社団法人住宅生産団体連合会及び社団法人全国建設業協会、社団法人日本建設業団体連合会に対しヒアリング・質疑応答が行われた。主な内容については以下のとおり。

【社団法人住宅生産団体連合会】

(総論)

- ・ 今回の規則改正は足場の部材が増えることにより、組立作業に手間がかかり墜落の危険が増大するほか、運搬コストの増加や積み卸し作業、足場上での上下運搬時の災害リスクの増加にもつながる。
- ・ 住団連としては、足場の安全対策に関連して3つの原則が重要であると考えており、今後の検討に当たってもこれを踏まえたものとしてほしい。
 - ①足場の組立・解体時の安全確保（対象：足場組立作業員）
 - ②通常作業時の安全確保（対象：全職方）
 - ③足場関連の通路と資材搬入時の安全確保（対象：施工・納材等工事関係者、一般通行人）

(通常作業時等における災害について)

- ・ 住宅建築現場で使用される単管足場やくさび緊結式足場からの墜落・転落災害は、建設業における死亡災害に占める割合が少なく、さらに従来の手すり下からの落下自体が極端に少なかったことから、リスクアセスメントの趣旨に反する今回の改正自体にも反対のスタンスであった（従来の措置で十分との認識）。このため、今回の規則改正による効果があったとは一切考えていない。
- ・ また、今回の省令改正は施行までに十分な準備期間がなく、資材供給側の準備不足もあった。
- ・ 「部長通達」に基づく「より安全な措置」の実施も求められているが、規則に加えてそこまでやらないと安全にならないのか、今まで使われていた足場は何だったのかという気持ち。これまで安全な足場を作ってこなかった足場メーカーの怠慢である。
- ・ 今回の規則改正自体にはメリットはなく、まずは「手間がかからない手すり先行工法」を実施すべき。そうすれば結果として手すり部分は二段にしなくても安全になる。今回の規則改正は順序が逆である。
- ・ 「より安全な措置」の中にも、現場サイドから見ると推奨すべきものと、却って危険となるものがあるが、「幅木」の設置についてはとんでもない危険要素である。
- ・ 住宅建築で使用する足場は十分な広さの作業床が確保できないため、これに幅木を設置することになると、更に作業床が狭くなり、つまずきの原因となる。
- ・ 足場の建地と床材に隙間を作らなくするという点についても、現在ある部材では不可能。床材間のすき間を3cm以下とする、といったことを進める方が望ましい。
- ・ メッシュシートについては、正常に設置していれば墜落しないはずであり、墜落防止効果があると考えている。
- ・ 足場の点検の確実な実施については実施すべき。ただし、足場設置業者の点検義務は必須で、足場の組立等作業主任者がしっかり点検をすればよく、元方事業者が重ねて点検をする必要はなく、点検結果報告の確認で十分。足場の組立等作業主任者の資格を尊重すべき。

(組立解体時の最上層からの墜落について)

- ・ 枠組足場等の従来足場は構造自体に問題があり、組立業者は常に危険にさらされていた。これはメーカーの怠慢であり、規則を改正する以前の問題。
- ・ 手すり先行工法には色々なタイプの工法があり一概にはいえないが、足場業者には有効であろう。
- ・ くさび緊結式足場で使用する一部の方法(クロス式工法)については、手間や部材の増加がなく、安全性が増すのでぜひ使うべきである。

(「不安全行動等」について)

- ・ 不安全行動をする者はルールを無視する人、自己中心的な人であり、これを防ぐためには「フルプルーフ」、「フェイルセーフ」(失敗時の自動安全化)を備えた機材が必要である。現在の足場機材は本質安全化がされていない事に問題がある。

(その他)

- ・ 本来、足場機材の安全化は足場業界が独自で行わなければならないものであり、業界の構造改革が急務。足場業界で作業主任者・組立作業者の足場構築技術(仮設計画)や安全作業の実質的レベルアップ教育を確実に行って欲しい。
- ・ 今までも不安全な足場を使わされてきたユーザーとして、手すり先行工法等 本来足場業界で行わなければならない不安全足場改革の対価を払う考えはない。
- ・ 災害防止のためには法令が全てではなく、メーカーとユーザーの歩み寄りが必要である。
- ・ その他、足場について以下のような問題があり、足場業界において各事項の課題の解消をまず自主努力で確実に行って欲しい。
 - ① 手すりの高さが上がったのに足場の天井が上がっておらず作業・通行の妨げになっている
 - ② わく組足場縦枠の形状自体の問題(補剛材が作業・通行の妨げになっている)
 - ③ 建地から建地繋ぎのピンが突き出し、危険な状態のまま放置している足場設置業者が多い
 - ④ 経年劣化した部材を平気で使っている足場設置業者がいる
 - ⑤ 入隅に対応した作業床、作業床の段差措置部材、仕上げ時の壁つなぎ部材等の解決

【社団法人全国建設業協会、社団法人日本建設業団体連合会】

- ・ 住団連さんは住宅建築用の足場(単管足場等)を前提に回答されたのに対して、私共は、ビル建築や土木工事で使用されている「わく組足場」主体の回答をさせていただく。

(通常作業時等における災害について)

- ・ 通常作業時等における災害防止に改正規則に基づく措置の効果はあると考えている。
- ・ 一方、建物側の作業などでは、作業の邪魔になるので「下さん」や「幅木」を取外す必

要があるが、その復旧に問題がある。また、構造物が複雑な場合など、既成品では対応できない部分も多いのも課題である。

- ・ 部長通達については特に効果は感じておらず、「上さん」の追加などは手間になり、作業上邪魔にもなる。
- ・ 部長通達で足場の点検で使用するチェックリストの例を示してくれたのは標準化の観点から役に立った。
- ・ 改正規則を遵守しており、かつ、不安全行動等がなかった災害として、体調不良や熱中症、安全帯の不良等が原因で作業時・移動時に墜落に至るケースもあるため、これらは、健康管理を適切に行うことや保護具の確実な点検を実施することが必要。
- ・ 今回の改正では、メッシュシートが物体落下防止としてしか位置付けられていないが、墜落防止措置にも効果があると考えている。メッシュシートやグリーンネットの設置により、安心感が増し、外側の足場をよじ登ることが出来なくなるため不安全行動も防ぐことができる。

(組立解体時の最上層からの墜落について)

- ・ 足場の組立・解体作業は、とび工等限られた職種が行う作業であり、確実な作業計画に基づき作業を行えば現行の規制で十分な効果があると考えている。
- ・ また、作業主任者がその職務を確実に行うことが必要である。
- ・ 高所作業では、安全帯を使用することになるが、当社の現場では限定した作業に対して作業員に2丁掛けの安全帯を使用させるようにしている。
- ・ 現行の規制を遵守していたものの、不安全行動等が認められた災害については、限定された職種であるがゆえに慣れ等の不安全行動が起因となって災害が発生しているのではないかと。
- ・ 手順が変更になった場合などには作業手順を再確認する等が必要である。
- ・ 手すり先行工法については、一定の安全性はあるが、部材が増えることによって、作業上の部材の落下等のリスクはもとより、安全帯の軽視につながる可能性がある。
- ・ 手すり先行工法については、作業手順が複雑であり、部材が増えること等によって危険が増大し、安全性に支障が出るのではないかと考えている。
- ・ 当社では、実際にとび工に色々な種類の手すり先行足場を組み立ててもらい、アンケートを取ったが、従前のわく組足場の方が作業効率が高いという結果だった。また、どの種類の足場を使用するかわからない状況では作業を行う者も対応が厳しい。なお、手すり先行工法の種類による作業性に違いはあまりなく、どれも作業効率は従来工法より厳しく、単価も別途調整が出来ないかという意見もある。

(「不安全行動等」について)

- ・ 不安全行動を防ぐための方法としては、例えば、近道行動については昇降設備を適切に設置することが必要である。何よりも本人の意識の問題であるが、元請会社だけでなく専門工事会社の自主的な教育の実施が必要。

- ・ 作業員に対する教育としては、従前からの課題であり、「送り出し教育」と言って、現場に入場する前に教育を行うように専門工事業者をお願いしている。
- ・ 当社では、単に教育をやるように指導するだけでは専門工事業者ごとに教育レベルに差が出ないように、各専門工事業者に対して自社の作業員を教育してもらおうトレーナーの教育を実施している。
- ・ 今後、建設業全体のパイが小さくなる中で、適切な専門工事業者を選別していく上で作業員への教育は必要十分な条件となっていくものと考えられる。

(その他)

- ・ 手すり先行工法用部材をはじめとする足場用部材については、既成品だと複雑な形状の建設物の現場にタイムリーに対応できないので、ある程度部材や工法に自由度があった方がよく、自由度があれば改善の提案ができる。
- ・ 組立・解体時の安全対策として、危険な高所作業自体を少なくすることが重要と考えている。例えば、地上で足場を組んでそれをクレーンでつり上げて組んでいく「大組・大払」という方法があり、これを採用することにより墜落災害を引き起こす高所作業自体が減少することになる。
- ・ 足場機材の運搬費等の費用は、御客様に請求出来ないので、自社努力により何とかしなければならぬ。今回の改正規則に基づく「下さん」は、部品が軽微であり、コスト的に大きく影響を及ぼさないであろうと判断している。

(3) 議題③について

事務局より今後のスケジュールについて説明が行われ、次回は10月13日に開催されることとされた。

(4) 議題④について

特になし

(照会先) 労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室 (内線5486、5489)